平成２３年（フ）第７５５号
北九州市八幡西区楠橋上方１丁目２番15号
債務者　林田　直樹
1　決定年月日時　平成23年10月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月８日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第７６１号
福岡県遠賀郡芦屋町緑ヶ丘７番９―25号
債務者　津中　浩之
1　決定年月日時　平成23年10月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月８日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第７６２号
北九州市小倉南区上吉田６丁目13番６号
債務者　森本　哲郎
1　決定年月日時　平成23年10月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月８日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第７７０号
北九州市小倉南区葛原本町６丁目10番26号
森本ハイツ202
債務者　向野　正博
1　決定年月日時　平成23年10月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月８日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第７７２号
北九州市小倉南区下曽根４丁目４番８号
債務者　堀田　豊夫
1　決定年月日時　平成23年10月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月８日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第７７４号
北九州市八幡西区幸神３丁目４番１―404号
債務者　黒田　明子
1　決定年月日時　平成23年10月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月８日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第７８８号
福岡県遠賀郡岡垣町東高倉２丁目13番２号
債務者　吉田　久紀
1　決定年月日時　平成23年10月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月８日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第７９０号
北九州市戸畑区牧山２丁目13番11号
債務者　楢原　美加
1　決定年月日時　平成23年10月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月８日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第７９２号
北九州市小倉北区上富野３丁目１番38―102号
債務者　砂田　竹子
1　決定年月日時　平成23年10月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月８日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第７９３号
北九州市戸畑区中原西１丁目７番１―304号
債務者　ペットショップワンミーこと　高橋　康子
1　決定年月日時　平成23年10月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月８日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第７９４号
北九州市戸畑区中原西１丁目７番１―304号
債務者　高橋　裕児
1　決定年月日時　平成23年10月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月８日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第８０８号
北九州市若松区波打町２番４号
債務者　中村　昭代（旧姓川本）
1　決定年月日時　平成23年10月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月８日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第６９号
佐賀県唐津市南富士見町６番23号
債務者　瀬戸　麻生
1　決定年月日時　平成23年10月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月８日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２３年（フ）第３９３号
沖縄県浦添市牧港５丁目13番31号
債務者　長嶺　宏史
1　決定年月日時　平成23年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月８日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２３年（フ）第３９４号
沖縄県那覇市字上間374番地ガーデンキャッスルＫ＆Ｙ306
債務者　久貝　大将
1　決定年月日時　平成23年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月８日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２３年（フ）第３９７号
沖縄県豊見城市字我那覇335番地
債務者　運天沙由香
1　決定年月日時　平成23年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月８日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２３年（フ）第１６６号
福島県田村市船引町船引字石田31番地　石田団地10号
債務者　紺野　智子（旧姓鈴木）
1　決定年月日時　平成23年10月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月９日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２３年（フ）第２２６８号
名古屋市緑区南陵401番地　桶狭間荘10棟809号
債務者　池田仁淑こと　鮮于　仁淑
1　決定年月日時　平成23年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月９日まで
名古屋地方裁判所民事第２部